

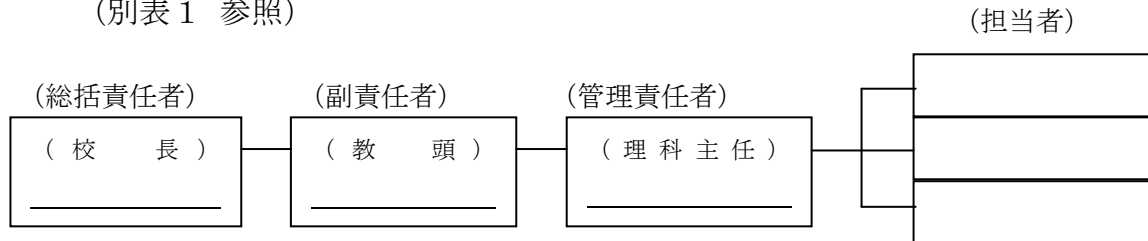
学校毒物劇物危害防止規定

(目的)

- 1 この規定は、_____学校（以下「本校」という。）における毒物劇物の管理、責任体制を明確にし、もって毒物劇物による危害を未然に防止することを目的とする。

(管理組織)

- 2 毒物劇物の管理責任に関する組織を次のとおりとする。
(別表1 参照)



- 3 毒物劇物による保健衛生上の危害の防止を図るため、毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、_____とする。

(職務)

- 4 総括責任者（校長）は、本校における毒物劇物の管理全体を総括し、取扱いや保管管理状況を常に把握するとともに管理責任者に必要な報告を求めたり指示を与える。
- 5 副責任者（教頭）は、総括責任者（校長）を補佐し、事故等で業務が遂行できないときにその職務を代行する。
- 6 管理責任者（理科主任）は、本校における毒物劇物を統括管理し、担当者に必要な指示を与えると同時に総括責任者に報告を行う。
- 7 担当者は、毒物劇物の保管、使用、廃棄、表示等についての業務を実際に受け持ち、管理責任者に必要な報告を行う。

(管理責任者の業務)

- 8 管理責任者は、次の事項につき総括的に管理、監督する。
 - (1) 保管設備の管理状況の点検
 - (2) 容器・被包及び貯蔵場所の表示の点検
 - (3) 盗難、紛失防止に係る措置状況の点検
 - (4) 廃棄に係る適合状況の点検
 - (5) 事故時の応急措置、通報体制の整備
 - (6) 担当者の教育及び訓練

(購入及び保管)

- 9 毒物劇物を購入した場合、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、次の所定事項を記入する。

- (1) 毒物劇物の区分、名称、規格（濃度、容量）
- (2) 購入年月日、購入量
- (3) 保管場所

- 10 毒物劇物の保管は、その他のものと明確に区分して保管する。
- 11 必要以上の量の保管をしないように注意し、購入したらすぐに毒物劇物専用の保管庫に保管する。

(盗難、紛失の防止措置)

- 12 毒物劇物保管庫の鍵の管理は管理責任者が行い、管理責任者が（管理責任者の承諾のもとに）鍵を使用する。
- 13 毒物劇物保管庫の施錠状況（異常の有無）を毒物劇物の使用前及び使用後に確認する。
- 14 毒物劇物を使用した場合、管理簿に使用量及び在庫量を記載し、定期（月 1 回）に在庫量のチェックを行う。
- 15 毒物劇物を保管庫の外に放置しない。

(漏えい等防止措置)

- 16 毒物劇物の種類に応じて、漏えいや飛散しないように転倒及び落下防止の措置をとる。
- 17 保管庫、準備室及び実験室は、整理整頓に努め、使用しない毒物劇物を始め不要なものを置かない。
- 18 毒物劇物を他の容器に移し替える場合は、飲食物の容器として通常使用されるもの（ペットボトル等）を使用しない。

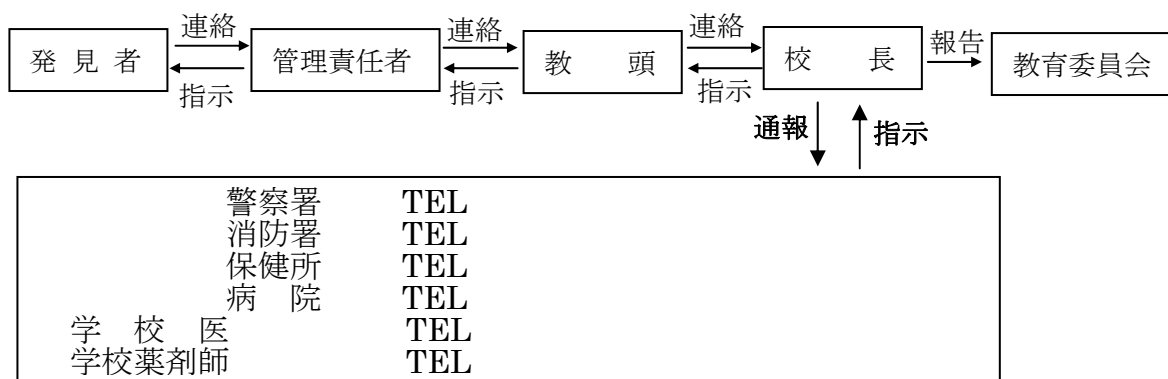
(設備等の点検)

- 19 盗難、紛失防止に関する設備について、次の点検を定期（月 1 回）に実施する。
 - (1) 保管庫は、毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - (2) 保管庫には、鍵をかける設備があること。鍵が壊れていないこと。
 - (3) 管理簿は適切に記載され、在庫量が現物と一致していること。
- 20 漏えい、流出防止に関する設備について、次の点検を定期に実施する。
 - (1) 古くて使用しない毒物劇物が保管されていないこと。
 - (2) 転倒、落下防止の措置がされていること。
- 21 表示の点検を定期に実施する。
 - (1) 容器・被包に所定の表示がされていること。表示が明瞭であること。
 - (2) 保管庫に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が明瞭にされていること。
- 22 点検結果については、点検記録表に記録する。（別表 2 参照）
- 23 点検の結果、不具合等があった場合は、速やかに整備又は補修し、実施事項に

ついて点検記録表に記録する。

(緊急時の連絡体制)

- 24 緊急時には、次の連絡体制に基づき、盗難・紛失した場合は警察署に、漏えい・流出した場合は警察署、消防署、保健所に直ちに通報する。
(別表1参照)



※休日、夜間の緊急連絡先

職 種 ・ 氏 名	電 話 番 号
校 長 _____	自 宅 携 帯
教 頭 _____	自 宅 携 帯
管理責任者 _____	自 宅 携 帯

(教育、訓練)

- 25 管理責任者は、次の事項について担当者及びその他の者に対して教育、訓練に努める。また、その実施記録を残す。
- (1) 毒物及び劇物取締法に関すること。
 - (2) 毒物劇物の取扱いに関すること。
 - (3) 盗難及び事故時の通報及び応急に関すること。

(廃 棄)

- 26 毒物劇物を廃棄するときは、次による。また、その記録を残す。
- (1) 毒物劇物を廃棄する場合、作業計画と作業責任者を定めて行う。
 - (2) 酸、アルカリは中和し、pHを確認後(数値の記録を残す)、希釈して処理する。
 - (3) その他の毒物劇物は、専門の産業廃棄物業者に処理を委託する。
 - (4) 廃棄にあたっては、水質汚濁防止法等の他の法令にも抵触しないよう十分注意する。

決 裁 欄			
校 長	教 頭	管理者	担当者

点 検 記 録 表

_____ 学 校

点検項目	点検年月日						講じた措置
	・	・	・	・	・	・	
1 貯 蔵 場 所	① 毒物劇物と他の物と区別して貯蔵しているか。						
	② 施錠設備はあるか。壊れていないか。						
	③ かぎの管理、使用は適正か。						
	④ 毒物劇物の転倒、落下防止措置がされているか。						
	⑤ 盗難防止のため一般の人が容易に近づけない措置がされているか。						
	⑥ 古くて使用しない毒物劇物が保管されていないか。						
2 表 示	① 容器・被包に所定の表示が明瞭にされているか。						
	② 貯蔵場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が明瞭であるか。						
3 事 故 時	① 事故時の緊急連絡体制は確立されているか。						
	② 保護具（保護手袋、保護衣、保護眼鏡等）は整備されているか。						
	③ 救急資材（消毒薬、衛生材料等）は整備されているか。						
	④ すべての毒物劇物についてMSDS（性状、取扱いに関する情報）の交付を受けているか。						
4 そ の 他	① 毒物劇物管理簿は適切に記載され、在庫量が現物と一致しているか。						
	② 職員の教育・訓練が実施されているか。						
	③ 不要な毒物劇物の廃棄は適正に行われているか。						
	④ 管理責任者が保健衛生上の危害防止にあたっているか。						
	⑤ 危害防止規定（盗難防止規定を含む。）を作成、見直しを行っているか。						

